

0102924

毎週火、金曜も発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 基本測量の実施  
保安林の解除予定  
道路位置の指定  
土地区画整理事業計画の認可

## 告示

鳥取県告示第四百六十二号  
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年八月二十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図補備測量）
- 二 作業期間 昭和三十七年九月 四日から  
昭和三十七年九月三十日まで
- 三 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、福部村

鳥取県告示第四百六十三号  
次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年八月二十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡大山町大山字水原（次の図に示す部分に限る。）  
所在の保安林（国有林）  
指定の目的 風致の保存  
解除の理由 道路敷地とするため  
申請者住所氏名 認定  
（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課

及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第四百六十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）  
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十  
七年八月二日道路の位置を指定したので同規則第十条の  
規定により告示する。

昭和三十七年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人  
住所氏名

道路の位置の指定場所

道路幅員  
及延長

倉吉市	倉吉市福吉町字長門土手	三三三三三	ののののの	幅員	四、〇米
福吉町	福吉町	三三三三三	ののののの	延長	四、七米
山榑直好	山榑直好	三三三三三	ののののの		

鳥取県告示第四百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五  
十二条の規定により、米子都市計画富士見土地区画整理

事業の事業計画を認可したので、同法第五十五条第六項  
の規定により、次のように告示する。

昭和三十七年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子都市計画富士見土地区画整理事業

二 施行者の名称 米子市

三 施行地区に含まれる地域の名称

米子市富士見町二丁目全部

〃 〃 一丁目全部

〃 〃 角盤町一丁目全部

〃 〃 純町二丁目全部

〃 〃 博労町一丁目全部

〃 〃 錦町一丁目全部

四 事務所の所在地

米子市中町二十番地（米子市役所内）

五 事業計画の認可の年月日

昭和三十七年七月三十日

昭和四年四月 五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
〔定〕 一部 月極 二五〇円（配達料共）